

防衛庁防衛研究所所蔵《衛生・医事関係資料》の調査概要

波多野澄雄

はじめに

本稿は、防衛庁防衛研究所図書館を対象として、1997年度に行った調査の概要である。主な調査対象資料は、故金原節三氏の日誌および関係資料、故大塚文郎氏の日誌である。金原節三氏（軍医大佐）は陸軍省医務局医事課員（1937年8月着任）から、41年11月に医事課長となり、43年9月までその地位にあった。また大塚氏は、金原氏の後任課長として45年まで医務局に勤務していた。陸軍省医務局（衛生課と医事課）は陸軍全般の医事、医療、衛生、病院業務を統括しており、とくにアジア太平洋戦争期において医事課員あるいは医事課長という立場にあった両氏が幸いにも日誌等を遺されていたことは、陸軍の医事・衛生という観点から慰安婦問題の一端を明らかにすることが期待された。

これらの資料のうち大塚氏の日誌（「備忘録」）はなお判読中であり、最終的な調査結果とは言えないが、併せて、第11軍（漢口）第14兵站病院等に勤務された故麻生徹男氏（軍医大佐）の刊行資料も検討し、若干の所見を述べることにしたい。

調査資料の概要と性格

調査対象資料は次の4種である。

1 「金原節三業務日誌」

（以下「金原日誌原本」とする）15冊

この「金原日誌原本」は、戦後、金原氏が学校長を務めた陸上自衛隊衛生学校（東京都世田谷区三宿）に所蔵されていたものであり、記述は昭和12年8月3日より、昭和18年9月11日までである（昭和15年7月25日より昭和16年6月21日までほぼ1カ年は欠落している）。96年に防衛研究所図書館に移され、現在、他の資料とともに整理中である。

2 「陸軍省業務日誌摘録」

（以下「金原日誌摘録」とする）35冊

前編（昭和14・3・12 - 昭和16・11・19 医事課員時代）

後編（昭和16・11・20 - 昭和18・9・11 医事課長時代）

本「摘録」は、戦後、金原氏自身が「金原日誌原本」をもとに筆記されたものである。箇条書き風の「日誌原本」を文章化したものが「日誌摘録」といえるが、「日誌摘録」の記述は正確に原本の内容を反映しているものと認められる。ただし、「日誌原本」の記述は昭和12年8月からであるが、摘録は昭和14年3月より始まっている。

なお、この「金原日誌摘録」は、吉見義明氏が『戦争責任研究』第1号において「陸軍中央と『従軍慰安婦』政策 - 金原節三『陸軍省業務日誌摘録』を中心に - 」と題して、日誌摘録中の慰安婦関係記述を紹介している（以下「吉見論文」とする）。

「金原日誌原本」(および「日誌摘録」)の中心内容は、医務局内の課内会報(課内会議)、陸軍省内の課長会報、局長会報の模様の速記である。従って、医事・衛生関係の記事のみならず、それぞれの会報に出席した軍務局長、軍務課長、軍事課長、兵務局長ら陸軍省の主要課長・局長の発言を生々しく伝えており、その点でも貴重な史料である。なお「日誌原本」は陸軍用罫紙にペン書きであり、「日誌摘録」は原稿用紙にペン書きである。

3 「金原資料」

陸上自衛隊衛生学校に所蔵されていた「金原日誌原本」以外の金原氏の手許資料である。金原氏が医事課に在職中に手元に集まった公文書類と手書きの私文書類から成るが、双方とも陸軍中央の医事業務の一端を伝えるものとして貴重である。本資料類も96年に防衛研究所に移管され、なお整理中であるが、以下のように分類することができる。

[公文書類] 7冊

「大臣訓示等綴」(陸軍衛生に関する大臣訓示・指示・上奏案など/昭和14-17年)

「指示綴」(軍医部長会議における部長指示、現地軍指示など/昭和14-17年)

「健兵対策資料綴」(「関東軍軍医部通報」昭和12年7月、「国軍保育現況ノ一端ニ就テ」昭和16年5月など)

[私的文書類] 7冊

「業務日誌」と題する大学ノートにボールペン書きの覚え(3冊)

(戦後、「日誌摘録」作成の資料のため日記を基に作成した覚えと思われる。期間は昭和15-16年のみ)

「スマトラからビルマへ自昭和一九・一〇・一 - 至昭和二〇・二・一九」

(回想録の原稿。大学ノートにペン書き。昭和49年執筆)

「個人的陣中日記」(No.1)

(昭和18年9月、近衛第2師団軍医部長としてスマトラ転出以後の日誌。ノートにペン書き。記述は医事課時代に比べて簡単で回想記に近い。復員に際して連合軍より公務に関する書類の廃棄命令が出されたため、個人的体験のみ記述した、との但し書きがある)

「陣中日記 ビルマ」(No.2)(第15軍軍医部長時代。同上)

「陣中日記 ビルマからタイへ」(No.3)(同上)

4 大塚文郎「備忘録」(複製)13冊

「備忘録」とあるが、日誌風のメモ(昭和18年10月15日 - 昭和20年9月23日)であり、「金原日誌原本」に比べて箇条書きがさらに簡単である。大塚氏は、「金原日誌摘録」に相当するものを残されていないため、きわめて判読が困難である。本備忘録の原本は、大塚氏によって昭和30年代に防衛研修所戦史室に一時貸与され、戦史室では複製を作成して返却したが、その後大塚氏は、元部下の求めに応じて貸与したが、元部下の死亡によって所在不明となっている。従って、複製(湿式コピー)のみしか残されていないため、判読困難な部分が多い。

因に故大塚氏は「備忘録」以外の資料を遺された形跡はない。

以上の資料類で、慰安婦問題に関する政府調査の際に、調査対象となったのは「金原日誌摘録」のみであった。政府調査の時点では、「日誌原本」および「金原資料」は陸上自衛隊衛生学校が所蔵し、大塚氏の「備忘録」は個人委託資料のため政

府調査の対象から外されていたものと考えられる。

5 「麻生資料」について

軍医として上海派遣軍の兵站病院で慰安婦の検診にあたった故麻生徹男氏の記録であり、防衛研究所に所蔵されているものは一部の複製である。

「麻生資料」のほとんどは、麻生徹男『上海より上海へ』（石思社、1993年）として刊行済みのものであるが以下は有益である。

「花柳病ノ積極的予防」（昭和14年6月26日）

「陣中日誌」（昭和13年10月23日 - 昭和15年12月10日）

本書には、慰安所や慰安所規則等の現場写真が含まれており、内容的にも刊行資料のなかでは最も信頼できるものの1つである。

調査結果

1 「金原日誌摘録」と「金原日誌原本」

との照合結果について

「金原日誌摘録」における慰安婦関係記述の調査は吉見義明氏らによって行われているが、本調査では改めて全文の点検を行うとともに、とくに「日誌摘録」における慰安婦関係記述と「日誌原本」の同記述との照合作業を行った。吉見論文では、軍慰安婦を生み出した背景や軍規の弛緩など広く関連記述を抽出しているが、本稿では直接的な記述のみを抽出した。

「日誌原本」における慰安婦に関する直接の記述は6カ所であった（別紙参照）。「日誌摘録」もこれに照応している。

《記述例1》

「日誌原本」

[昭和14年] 15 / 課長会報

2 . 松村長

花柳病兵一〇〇人女一名慰安隊ヲ輸入一、四〇〇 - 一、六〇〇治療八博愛病院（楼主負担）
一週二回検徴

「日誌摘録」

4月15日医務局課長会報

2 . 松村波集団軍医部長

性病予防のため兵100人につき1名の割合で慰安隊を輸入す。1400 - 1600名。治療は博愛病院にて行いその費用は楼主これを負担す。検徴は週2回。

上記記述例は、昭和14年4月15日の医務局課長会報において上海第21軍松村軍医部長の報告の骨子を箇条書きに書き留めて、「摘録」において文章化したものである。内容は、将兵の間で花柳病（性病）が増えており、予防のために兵員100名に1名の割合で新たな慰安婦を「輸入」したこと（あるいは輸入する必要があること）、性病に感染した慰安婦の治療は博愛病院で行い、その費用は慰安所の経営者（楼主）が負担すべきこと、慰安婦の検査（「検徴」）は週2回行う措置をとっていること（あるいはその措置が必要であること）、というものである。

「一、四〇〇 - 一、六〇〇名」という数字は、当時、広東における慰安婦数は約1000名とされるので（吉見義明編『従軍慰安婦資料集』大月書店、1992年、215頁）それを400 - 600名程度増加させるのか、あるいは新たに1400名以上を「輸入」したのか不明である。兵員100名につき1名の慰安婦という割合からすれば、第21軍の総兵員は15万人程度であり、「一、四〇〇 - 一、六〇〇名」を「輸入」とするという解釈が一応合理的と考えられる。しかし、吉見論文も指摘するように、兵員100名につき1名という割合は、性病予防のための緊急「輸入」の感があり、慰安婦数を推定する

一般的基準とはなり得ないと思われる。

《記述例2》

「日誌原本」

[昭和17年]3/IX

(恩賞)

一．北[支]100、中支140、南支40、南方100、南海10、樺太10 計400 将校以下ノ慰安施設

「日誌摘録」

9月3日

(恩賞課長)

将校以下の慰安施設を次の通り作りたり。

北支100ヶ、中支140、南支40、南方100、南海10、樺太10 計400ヶ所。

陸軍省恩賞課長による報告である。恩賞課長が慰安婦について報告している箇所は外にも散見される。恩賞課は、軍人の功績調査が主な任務であるが、それに関連して、恩給、軍人の家族の福利厚生(学校、医療、生活必需品の配給・販売、慰安、婚姻など)を広く扱っており、慰安施設について意見や報告を行うことも少なくない。

上記記述は「将校以下の慰安施設を作りたり」か、「・・・作りたし」か議論が分かれているが、「日誌原本」では不明であり、「日誌摘録」の解説では明かに前者である。ただし、「慰安施設」という場合、必ずしも慰安婦による将兵の慰安を任務とする「軍慰安所」のみを指すわけではなく、一般的な娯楽施設を含んでいることに注意が必要である。従って、上記記述の「北支100ヶ、中支140・・・」という数字は「軍慰安所」のみをその数だけ作ったという意味ではないと思われる。

2 「金原資料」における慰安婦関係記述について

「金原資料」のなかで私文書類には慰安婦関係の記述は見当たらないが、公文書類のうち、「指示綴」には以下の文書が綴られている。

資料名：軍医部長会議ニ於ケル軍軍医部長指示
(昭和十四年一月十七日呂集團軍医部)

一～四(略)

五．人的戦力増進並傷病予防ニ就テ

1～5(略)

6．近時花柳病ノ発生遞増セントス、特種慰安婦ノ検査ヲ厳正ニシ其ノ設備ヲ指導監督スルト共ニ予防法ノ実施ヲ的確ナラシメ特種慰安所ヨリ帰営直後防具使用ノ結果ヲ調査シ「サク」破損セル場合ニハ一日量ノ三分ノ一ノ内服治麻剤ヲ三日間毎夕食後連用セシムルヲ要ス、又特種慰安婦ノ検査ハ単ニ局部ニ止マラズ爾余ノ皮膚病、結核等ニ着意シ全身の検査ヲ行フコト必要ナリ

本資料は、漢口攻略作戦(1938年秋)を終えた漢口の第11軍(岡村寧次司令官)軍医部が39年初頭に傘下の各軍軍医部長を集めて開催した会合における指示である。この第11軍軍医部長の指示の前に岡村司令官の訓示があり、それも綴られている。

内容は、性病(花柳病)の増大に伴い、「特種慰安婦」の検査を厳重に行う必要があること、「特種慰安所」の「指導監督」の強化が必要であること等に鑑み、将兵ならびに慰安婦に対する予防法を具体的に指示したものである。

漢口攻略後、漢口への一般邦人の進出は制限されていたが、「軍慰安所」の開設のために進出する業者は例外とされ、優先的な進出が認められており、39年初頭には約20軒の「軍慰安所」が開設

されていたことが知られている（政府公表資料による）。

本資料は、次の諸点において重要と思われる。

第11軍軍医部長の公式の指示であること。

「特種慰安所」ならびに「特種慰安婦」に対する軍の「指導監督」が明瞭であること。

「特種慰安所」ならびに「特種慰安婦」という呼称が軍内部において用いられていたこと。

本資料に関連する政府発表資料に「南京総領事館における陸海外三省関係者会同における在留邦人の各種営業許可および取り締まり方針について」（昭和13年4月16日）と題する資料があり、「特種慰安所」が一般慰安所と区別され、軍が許認可権をもっていたこと等が解る。

3 大塚「備忘録」について

「備忘録」の原本が失われ、複製であるためきわめて判読が難しく、なお解読中であるが、現在までの調査では慰安婦に関する直接の記述は見当たらない。ただし、太平洋戦線における花柳病、性病の増大に関する記述は散見される。

大塚文輝氏（長男）によれば、自分が日記を閲覧した限りでも直接の記述はなかったとのことである。

4 「麻生徹男氏資料」について

「麻生資料」を総合すると、1938年初春、上海軍工路に「楊家宅慰安所」が最初の兵站司令部直轄の慰安施設として建設され、細かな慰安所規定が作成されたこと、これに呼応して民間人経営の慰安所が次々に開設されたこと等が明らかになる。

上記の慰安所で働く慰安婦人は100名前後で、そのうち8割が朝鮮人女性、2割が内地人婦人であり、内地人婦人には花柳病に罹患した者が多く、

既往の売淫稼業の跡が認められること等も判明する。

例えば、「花柳病ノ積極的予防法」（第十一軍第十四兵站病院麻生徹男）と題する資料には次のように記されている。

「コノ時ノ被験者ハ半島婦人八十名、内地婦人二十名余ニシテ、半島人ノ内花柳病ノ疑ヒアル者八極メテ少数ナリシモ、内地人ノ大部分ハ現ニ急性症状コソナキモ、甚ダ如何ハシキ者ノミニシテ、年齢モ殆ド二十歳ヲ過ギ中ニ八四十歳ニ、ナリナントスル者アリテ、既往ニ売淫稼業ヲ数年経来シ者ノミナリキ。半島人ノ若年齢且ツ初心ナル者ノ多キト興味アル対象ヲ為セリ。ソハ後者ノ内ニハ今次事変ニ際シ応募セシ、未教育補充トモ言フ可キガ交リ居リシヲメナラン」

上記記述で判明することは、日本人女性の多くは内地で娼婦として働いていた者であるが、8割にのぼる朝鮮人女性は事変勃発後に初めて「応募」した若年齢者がほとんどであったことである。大半が20歳に満たないと思われるこれらの朝鮮人女性が、自らの意思で「応募」したとは考えにくい。さらにこの資料は、「戦地へ送り込まレル娼婦八年若キ者ヲ必要トス」として、若年娼婦を奨励する一方、花柳病の烙印を押され、内地で食い詰めたような「アバズレ女ノ類」を「此レ皇軍将兵ヘノ贈り物トシテ、実ニ如何ハシキ物ナレバナリ」と批判する。つまり、内地女性より朝鮮人女性を奨励しているのであり、こうした意向が業者にも伝えられ、業者は強引に現地の若年女性を集めたことは想像に難くない。

「金原日誌原本」および「金原日誌摘録」における慰安婦関係記述例

上段：日誌原本 / 下段：日誌摘録

[昭和14年] 15 / 課長会報

2 . 松村団長

花柳病兵一〇〇人女一名慰安隊ヲ輸入一、四〇〇 - 一、六〇〇治療八博愛病院(楼主負担) 一週二回検徴

4月15日医務局課長会報

2 . 松村波集団軍医部長 [波集団：第21軍 / 広東]

性病予防のため兵100人につき 1 名の割合で慰安隊を輸入す。1400 - 1600名。治療は博愛病院にて行いその費用は楼主これを負担す。検徴は週 2 回。

[昭和16年] 26 / VII

7 . 深田少佐蘭印状況報告

蘭印作戦二伴フ衛生上ノ着眼点

11 . 雑

ト 土人ヲ愛撫シ信頼セシムル要アリ回教徒ニシテ貞操感強シ、生活難ノ為売淫スルモノ多シ、Bandon附近、Sunda附近、[英字不明] 多シ村長ニ割当て嚴重ニ検徴ヲナシ慰安所ヲ設クル要アリ

昭和16年 7月26日

1 . 深田軍医少佐蘭印衛生状況視察報告

(1) 蘭印作戦に伴う衛生上の着眼点。

(チ) 雑

6 . 現住土人を愛撫し誠実をもってわが方に信頼感を抱かしむる様言動に留意

する要あり。多く回教徒にて一夫多妻の点あるも貞操感強し。かりそめにも強姦等を行ひ日本軍紀に不信を抱くことのなき様嚴重注意の要あり。一方現住民は生活難のため売淫するもの多し。しかしバンドンその他性病多きをもって村長に割当て嚴重なる検徴の下に慰安所を設くる要あり。

[昭和17年] 3 / IX

(恩賞)

1 . 北 [支] 100、中支140、南支40 南方100 南海10 樺太10 計400 将校以下ノ慰安施設

昭和17年 9月 3日

(恩賞課長)

将校以下の慰安施設を次の通り作りたり。北支100ヶ、中支140、南支40、南方100、南海10、樺太10、計400ヶ所。

[昭和17年] 22 / XII

3) 安田中佐報告 ビルマ方面等

ハ 患者ノ状況10月末迄

戦病305113 [中略] 性2774

[中略]

ヘ 性病予防撲滅対策 原因調査八判断材料トナラズ 在郷軍人軍属2000名内外中約 1 %ト見込ミアリ 将来逐次増加スル傾向ニアリ 根本策ヲ樹ツル要アリ 準備ヲ進メツツアリ 慰安所ヲ拡張セシムル気運アリ 幹部ノ自肅自戒行ハレズ 予防具予防薬共ニ尠シ 各人携行ニ改メ民需用モ増加スル如ク計画中 昭南 1日 5万 ジャワ 1日 7万 予防薬ハジャワ 1日 5万ヶ 錫鉛

八現地デ十分補給シ得ルモ主薬ガ欠乏ス
秘淫者ノ検徴強化研究中
患者ノ徹底的治療 特種病院ヲ作り重点的
二行ウ 在隊患者ノ為外来治療ヲ実施シ適
切ナル治療ヲ施ス

昭和18年12月22日医務局長会報
3. 安田中佐ビルマ方面視察報告
八. 患者の状況10月末迄
戦病の内訳 戦病305113 [中略] 性病
2774 [中略]
へ. 性病予防撲滅対策。既実施の原因調査
は判断材料とならず。在郷軍人属2000名
内外中約1%と見込みあり。将来逐次増
加する傾向あり。この際根本策を樹つる
要あるを以つて着々その準備を進めあ
り。慰安所を拡張せしむる気運あり。幹
部の自肅自戒が行われず。予防具予防薬
共に少し。各人携行に改め民需用品増加
する如く計画中。昭南、1日5万、爪哇
1日7万の予防具を使用す。予防薬は爪
哇1日5万ケ。錫鉛は現地で十分補給し
得るも主薬が欠乏す。密淫者の検徴強化
研究中。患者の治療は中途半端に流れ易
きを以つて徹底的に行う要あり。これが
ため性病特種病院を作り重点的徹底的に
治療すると共に在隊患者のため外来治療
を実施しその適切なる治療指導を行う。

(恩賞課長)

慰安施設を数多く設けたるが内地輸入のも
のは評判悪し。現地養成のもの評判良し。

[昭和18年] 13 / IV 局内会報

2. 一カ月召、執務振りヲ見テ意見ヲ述ブ
(局長ヨリ)
7. 性病予防二関スル具体的方策
南方 性病5000名 衛生長官トシテ訓示ヲ
与フル要アリ
日露戦争ノ時ハソノ都度指示出タ

昭和18年4月11日* 局内会報

二. 新医務局長指示 [神林浩軍医中将]
ロ. その他検討すべき事項
1. 性病予防に関する具体的方策を検討す
ること。野戦衛生長官としても南方に5,000
名の性病患者ある実情に鑑み至急処理の指
示をなす要あり。日露戦争の時はその都度
指示を出した。

* 4月13日の誤記と思われる(筆者注)

[昭和18年] 7 / I 課長会報

(恩賞)

3. 慰安施設 現地養成慰安婦ハ評判良シ、
内地輸入ノモノハ評判良カラズ

昭和18年1月7日課長会報